

令和8年度

事業計画

- ①法人本部
- ②就労継続支援事業所A型 福祉工場「中村」A型
- ③就労継続支援事業所B型 福祉工場「中村」B型「ウィズ」
- ④共同生活援助事業「ひまわり」ホーム
- ⑤共同生活援助事業「あさがお」ホーム

社会福祉法人 幡多手をつなぐ育成会

会福祉法人 幡多手をつなぐ育成会 令和8年度 事業計画

1 法人理念

当法人は、利用者さんを中心に、ご家族や地域と共に歩いていくことを目標に、障害の「ある」「なし」に関わらず、誰もが安心して生活できる社会を目指してまいります。

社会福祉法

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2. 令和8年度の重点目標

1.利用者ファーストの運営(笑顔のあふれる職場作り)

- (1) 利用者の声を運営に反映
- (2) 利用者支援の向上
- (3) 法人施設の充実

2. A型事業所の存続

3. 利用者の賃金・工賃のアップ

- (1) 施設外就労の充実
- (2) 施設内就労の充実

4. 法人経営の安定化等

- (1) 利用者の確保
- (2) サービス報酬費制度への対応
- (3) 職員の確保

3 利用者ファーストの運営

(1) 利用者の声を運営に反映

障害福祉サービス報酬は、利用者が受けるサービスの対価と考えられます。その算定の基礎に、「利用者の意思決定の支援」、「原則として各種支援会議等利用者本人の参加」が掲げられ、利用者の自己決定を尊重し、利用者の目線に立った適切な支援が求められます。

以上、利用者は社会福祉法人のサービスの確保に関し意見を述べることができ、運営者の1人でもあると言えます。利用者と職員・役員の関係は単なる「支援する側」「支援される側」ではなく、共同して法人の運営に参画しているとも考えられます。

当法人では、利用者一人ひとりの声や希望が法人運営に活かされるように努めてまいります。また、後述のとおり利用者支援の向上などを図り、「利用者ファーストの運営(笑顔のあふれる職場作り)」に取り組んでまいります。

令和8年度 当法人のキャッチフレーズ

【笑顔】と【お礼】(礼儀)、【助け合い】(協同)

(笑い。ありがとう。お願いします。助かります。行ってきます など)

(2) 利用者支援の向上

① やりがいのある仕事の提供

就労支援事業所においては、「利用者が仕事のやりがい」を感じとれるように努めてまいります。就労継続支援の在り方は、大きく分けて「施設内支援」と「施設外就労」の2つがあり、それぞれに次のような目的があります。

2つを上手に活用し、利用者支援の増進を図っています。また、「仕事のやりがい」については、給与面の充実も重要となります。後に記載しているとおり、賃金・工賃のアップにも努めています。

また、利用者本人の意向の確認・体調面を考慮し、A型事業所とB型事業所間の異動も行なっています。

○施設内就労の目的

「働くことの基礎を作る」、「自己肯定感向上」などが考えられます。

施設内就労の目的は、「利用者が働くことへの自信をつけ、社会参加への意欲を高めること」であり、「働くために必要な生活習慣やコミュニケーション能力を身につけること」も重視されます。利用者の希望する仕事や利用者の障害特性に合わせてできる仕事を準備するようにしています。

○施設外就労の目的

「実際の職場環境を体験し、必要なスキルや適性を確認し一般就労への道を開くステップとして位置づけられる」などが考えられます。

利用者が対人コミュニケーションや作業の流れなどを体験することで社会経験を積むことで、一般就労へ繋げていくものです。当法人においても施設外就労を望む利用者は多い状況です。

②その他の日常支援・イベントの開催

就労継続支援事業所での就労支援などの他には、グループホームでの食事提供を中心とした日常生活面での支援、通所手段としての確保としての事業所の送迎も行なっています。また、仕事の息抜きとして或いは利用者と職員の交流を進めるために各種イベント(旅行、夏祭りなど)にも取組んでいます。

③支援員の確保と支援力のアップ

国の支援員の配置基準は、利用者7.5:職員1ですが、当法人はそれよりも手厚い配置の利用者4:職員1(令和8年3月9日現在)の支援体制を取っています。

当法人の施設外就労は、清掃業務やより専門性の高い介護補助業務などを請け負っており、委託先から求められる仕事のレベルも上がってきています。仕事を上手く回す(生産性を向上させる)ためには、支援員は単なる「見守り役」ではなく、利用者の障害特性や本人の意向を把握した上で、適切な指導助言が行う必要があります。

また、利用者の障害特性や本人の意向を把握は、日々の生活支援でも同様に求められています。

職員は、日々、利用者支援の向上に務める必要があります。次の取組により、支援の向上に努めてまいります。

ア. OJT(オンザジョブトレーニング)の充実

実務経験(日々の施設内外での就労支援或いは生活支援)を行うにおいて、職員個々が利用者の状況や作業上の課題を把握した上で、職員会等でフィードバックし職員全体で共有し、利用者支援の向上を図ることを行なっています。

イ. 専門知識習得のための研修の充実

利用者の障害特性に対し適切な支援を行うには、その特性に関する専門知識及び支援の在り方を熟知する必要があります。

障害特性別の支援の在り方などについて時間を設け、職場内や職場外での研修を更に充実させるよう努めています。

(3) 法人施設の充実

当法人は、平成4年に中村ソーイング(株)具同工場から始まり、平成22年に社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会としてスタートしています。

施設については、平成25年にはグループホーム「ひまわり」ホームを、平成29年にはグループホーム「あさがお」ホームを開業し、令和元年には就労継続支援事業所B型の新棟を竣工し、障害者福祉施設としての充実を図ってまいりました。

しかしながら、就労継続支援事業所A型事業所は、平成4年度竣工の中村ソーイング具同工場・工場棟をそのまま利用しており、使い勝手が悪く、また、バリアフリーの欠如等障害者福祉施設としては課題がある状況です。更に、施設外就労先の増による公用車の増加もあり、就労継続支援施設の用地内に十分な駐車スペースを確保できず、車輛運用上の安全確保にも課題があります。

以上、就労継続支援事業所A型事業所の建替え及び駐車スペースの確保は、利用者の居場所・就業場所の確保の面で課題となっています。

A型事業所の建替えは必要ですが、世界的な世情不安による諸物価の高騰の影響、長期的な中村ソーイング株式会社の受託業務の在り方等の課題から、直ぐに取り組むことは難しい状況にあります。

一方で、施設近隣地は、不動産会社による宅地造成・アパートの建築など急速に住宅化が進み、直ぐに用地を購入しなければ、購入が困難な状況となることも想定されます。用地の確保は、過年度より取り組んでおり、令和8年度内には購入契約の締結を目指します。

【当法人の沿革】

- | | |
|----------|---|
| ○昭和52年6月 | 同和縫製工場として『中村ソーイング株式会社』が設立 |
| ○平成4年10月 | 中村ソーイング株式会社具同工場が重度障害者多数雇用事業所として創業 |
| ○平成14年4月 | 中村ソーイング株式会社から『社会福祉法人高知県知的障害者育成会』に具同工場を福祉工場「中村」として移管 |
| ○平成20年7月 | 障害者自立支援法の施行に基づき、福祉工場「中村」を就労継続支援事業所A型に移行 |
| ○平成22年4月 | 社会福祉法人高知県知的障害者育成会から『社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会』(法人設立)に事業所を移管 |
| ○平成22年7月 | 障害者就労継続支援多機能A型(20名)、B型(10名)の事業指定 |
| ○平成25年3月 | グループホーム「ひまわり」ホームを開業 |
| ○平成29年7月 | グループホーム「あさがお」ホームを開業 |
| ○令和元年7月 | 就労継続支援事業所B型 福祉工場「中村」B型「ウィズ」の新棟竣工 |

4. A 型事業所の存続

近年、就労継続支援A型事業所の閉鎖(B型事業所への移行)が全国的に起きており、幡多地域においてはA型事業所を運営するのは当法人のみとなっています。

他方、B 型事業所は増加の傾向が見られます(高知県内の事業所数:令和2年度 99 施設→令和6年度 119 施設。高知県ホームページより出典)

要因としては、A型事業所の運営には多くの経費(最低賃金を基本とした利用者の給与、社保加入経費など)を必要とすることで、収入の確保が必要となる点が考えられます。

A型事業所は、障害者の就労場所の確保の点から意義は大きく、関係省庁である労働基準監督署からは存続が望まれています。

①就労継続支援事業所 A 型と B 型の違い

	A型事業所	B型事業所
概 要	一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動提供を行う。 また、雇用契約の締結の観点から、障害者雇用の場とも言える。	一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。 障害者(利用者)の居場所作りの面もある。
雇用契約・社会保険	有	無
勤務時間	有 (8:30～16:00)	無(自由)
給 料	賃金(時給) ○最低賃金の適用⇒減額支給	工賃(日給) ○平均月額3千円以上
手 当	皆勤手当・扶養手当 住宅手当・通勤手当	皆勤手当
賞 与	有	有

A型事業所の存続(利用者の給与の確保)については、今後も施設外就労の充実及び施設内就労の充実に取り組んでまいります。

また、当法人 A 型事業所の課題として、中村ソーイング(株)の縫製仕上げの受託業務が挙げられます。過年度にメインで取組んできたは、人件費の点からは毎年度赤字となっております。令和7年度は420万円程度の赤字となる見込みです。今後も、中村ソーイング(株)の受託業務の縮小を検討し、利益率の高い業務の充実を図ってまいります。

②中村ソーイング(株)からの年間委託料 (単位:枚、千円)

年度	R2年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度 (見込み)	R8年度 (調整中)
受託枚数	169,842	136,099	142,551	52,000	40,000
年間委託料	18,390	15,058	17,361	7,571	5,800

5. 利用者の賃金・工賃のアップ

(1)施設外就労の充実

令和2年度から取組みを強化している施設外就労(介護補助、清掃、除草作業など)は大きく成長し、令和8年3月現在、市内外の13事業所から14業務を受託しています。これによる収入額も増加傾向にあります。

施設外就労は、人件費以外には経費がほとんどかからないのが特徴です。利益率が高いこの事業は、賃金・工賃の大きな原資となっています。

また、個々の施設外就労の受注先では、本法人の業務への取り組みは、毎年度高く評価されています。

しかしながら、受注先の経理の都合などから、業務の中止や縮小を申し込まれることもあります。また、令和6年度の障害サービス報酬改定では、就労系の事業所に対して「成果主義の強化」を求めています。

「障害者のためだから仕事を作る。」「障害者は仕事があればよし。賃金は二の次。」という福祉的就労の時代ではありません。

施設外就労の維持・強化には、法人の営業努力が不可欠となっています。

例えば、令和8年3月には、新規の受託先として㈱ヤマモト地所様を訪問し、次年度以降に清掃業務を受託する方向で協議しております。

令和8年度も、理事長・業務執行理事・賃金向上達成指導員・目標工賃達成指導員を中心に、営業活動を強化し、施設外就労の充実に取り組んでまいります。

① 施設外就労の受託先(令和8年3月現在)

中村病院、介護医療院ことぶき(旧出口病院)、渭南病院、ケアハウス四万十、四万十カントリークラブ、四万十市役所、JAこうち清掃業務、幡多クリーンセンター(2業務)、愛媛飼料産業株式会社、高知県食肉衛生検査所、四万十市営食肉センター、特別養護老人ホーム豊寿園、特別養護老人ホームあんきな家(令和7年度内限定)

②施設外就労等による収入の推移(外部外注加工費の推移)

年 度	令和2年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 (見込額)	令和8年度 (見込額)
収入額(千円)	27, 146	32, 365	42, 511	41, 270

(※中村ソーイング㈱の受託事業収入含む。内部取引は含まず。)

③A型事業所の年度別平均賃金月額(単位:円)

	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込み)
当法人平均	84, 432	115, 819	103, 483	104,000
県内平均	89, 129	99, 123	102, 740	-

○出典:高知県ホームページ(令和7年度見込みを除く)

県内の令和6年度の状況:24 事業所中で 11 事業所は 10 万円未満。

④B 型事業所の年度別平均工賃月額(単位:円)

	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込み)
当法人平均	28, 134	36, 497	37, 526	39, 000
県内平均	20, 130	27, 869	28, 296	-

○出典:高知県ホームページ(令和7年度見込みを除く)

県内の令和6年度の状況:県内 119 事業所中で 73 事業所は3万円未満。

(3)施設内就労の充実

施設内就労(事業所施設内での作業)は、中村ソーイング㈱(糸切)、ゴルフボール洗淨、廃棄物のリサイクルなどが挙げられます。

○令和8年3月現在の施設内就労

糸切、ゴルフボール洗淨(ゴルフセンター中村分)、廃棄物のリサイクル(市内具同自由が丘地区)、喫茶店(ウィズ)の接客補助、車輛洗車(公用車・私用車)、法人カレンダー作成、法人 HP の更新、法人機関紙の作成、PC データ入力等、事業内の環境整備(清掃・植栽等)、農耕作業

*利用者の生産活動による商品や製品を法人内部で消費したり、法人内部の清掃活動等を利用者の生産活動として行う場合、「施設会計」から「就労支援事業会計」に支出することが認められています。利用者の就労体験の機会と選択肢を広げる目的であり、賃金・工賃の支給額を増やすために、事業所で利用者の仕事をつくる取組みを展開しています。

中村ソーイング㈱(糸切)、ゴルフボール洗淨、廃棄物のリサイクルで、一定の収入(令和7年4月から令和8年2月の間で100万円強)を得ておりますが、今後は、新たな自主事業の展開「不動産事業(障害者用マンションの建設と運営)、コインランドリーや洗車場、良心市など」が必要と考えています。行政機関をはじめとする関係機関、保護者の皆様のご協力をいただきながら、自主事業の展開も検討してまいります。

6. 法人経営の安定化

(1) 利用者の確保

障害者福祉施設である当法人は、利用者が居なければ運営が成り立ちません。

前述のとおり取り組みを進めており、仕事の選択肢が広いことや職場環境が良い点が利用者から好評を得ています。

このことについては、当法人のホームページや県立中村特別支援学校への訪問、関係機関との各種会議などにより周知し、利用者の確保を図っています。

特別支援学校では、保護者向けへの説明会などに参加し取り組みを説明しており、賃金・工賃の支給水準などが評価され、生徒さんの体験入所(実習生としての作業体験等)が行われています(令和7年度は2名の受け入れ)。また、関係機関からの紹介で訪れる施設見学者があり、入所に結びついているケースもあります。

① 令和7年度内就労継続支援事業所への入所・退所の状況(R7.3.9 現在)

	当初利用者数	異動(A⇔B)	入所者	退所者	現利用者数
A型事業所	21名	△1名	0名	0名	20名
B型事業所	18名	1名	1名	1名	19名
合計	39名	0名	1名	1名	39名

② 就労継続支援事業所の利用状況

	現利用状況(R7.3.9 現在)				令和2年度利用状況	
	利用者数			利用率		
	男性	女性	合計		利用者数	利用率
A型事業所 (定員20名)	12名	8名	20名	100%	16名	80%
B 型事業所 (定員20名)	9名	10名	19名	95%	14名	70%

③ 就労継続支援事業所の一般就労の実績等

- 令和元年度:1名(男性)…縫製関係
- 令和4年度:1名(女性)…民間病院
- 令和5年度:1名(女性)…公共機関
- 令和8年度目標:1名

(2) サービス報酬費制度への対応

サービス報酬費(障害者福祉サービス等報酬)は、障害福祉サービスなどを提供した事業所が、国保連合会を通じて市町村から受け取る報酬であり、サービスの提供(支援)を行う職員の給与の主たる原資となり、法人経営に欠かすことのできない収入です。

サービス報酬費制度は、利用者の人数や賃金・工賃の支給状況などにより、報酬額が算定(項目別の条件による点数の加算で算定)される制度です。その算定根拠となる法令や関係通知は多岐にわたり、これを理解し対応することが求められています(算定を誤り請求した場合は変換問題の発生もありえる)。

制度を十分に理解し適正な算定を行うことが、重要な課題となっています。

当法人のサービス報酬費の年額は、近年では1億円を超えています。今後も、管理職をはじめ職員が知恵を絞り、サービス報酬費制度への適切な対応を行ってまいります。

○当法人のサービス報酬費収入の推移(単位:千円)

年度別	A型事業所	B型事業所	グループホーム	合 計
令和2年度	26,903	29,543	11, 717	68,163
令和5年度	41,784	35,439	14,636	91,859
令和6年度	48,056	40,390	14, 560	103, 006
令和7年度見込み	56,550	41,700	14, 860	113,110
令和8年度見込み	52,100	43, 000	15, 900	111,000

(3) 職員の確保

法人業務を支えるのは職員です。

当法人の職員は、施設外就労の増加などに対応するため、令和7年度内に増員を図り一定の体制ができたと考えています。

今後も、職員が安心して長く勤められる働きやすい職場づくりに取り組みます。

そのためには、職場環境を整えることが必要となります。

まずは、給与の問題ですが、福祉分野は他業種に比べ基本給が低いのが実態です。そのため、国が支援(福祉・介護職員等処遇改善加算)を行っており、当法人も国の支援策を利用し、令和2年度から職員の給与体系の見直しなどの改善を行っております。

また、労働時間の問題もあります。当法人では所定労働時間は7時間と短くなっておりませんが、施設外就労に係る時間配分などによる恒常的な時間外労働があり、職員の家庭生活を圧迫しているのではないかと懸念もあり、施設外就労の在り方や労働時間も検討する必要があると考えています。

更に、法人の運営に関して職員の視点を取り入れることも重要です。働き方改革に関しては、職員会や職員による専門の委員会を設けて意見を聞いています。

また、グループホームの世話人に関しては、職員会とは別に協議の場を設け、意見を聞いております。その結果、働き方改革として、有給対応として世話人の1名増員を行い、効率的な食事の提供方法などを取り決めました。

○令和7年度内職員の配置状況(令和7年3月末時点)

		A型事業所	B型事業所	GH世話人	合計
当初職員数		7名	6名	3名	16名
退職数	正規職員	2名	-	-	1名
	パート職員	-	-	1名	1名
	合計	2名	-	1名	2名
採用数	正規職員	1名	1名	-	2名
	臨時職員	1名	-	-	1名
	パート職員	-	1名	3名	2名
	合計	2名	2名	3名	6名
休業数	正規職員	1名	-	-	1名
現職員数	雇用数	8名	8名	5名	22名
	実配置数	7名	8名	5名	21名

* 理事兼務職員は、職員としてカウント

7. 令和8年度の会議・行事等予定

(1) 会議等の予定

月別	会議等	内容
4月	辞令交付	
	幹部会	理事長・業務執行理事・施設長・主任(不定期開催)
	月別決算	令和7年3月決算(月1回)
	職員会	法人本部主催(1回/2月)、職員主催(1回/2月)
5月	決算等確認	確認後監査書類送付。
	法人監査による会計監査	監事・業務執行理事・施設長・主任等
6月	第1回理事会	令和7年度事業報告・決算等
	定時評議委員会	令和7年度事業報告・決算等
10月	第2回理事会	令和7年度補正予算等
3月	第3回理事会	令和8年度事業計画・予算等

(2) 各種行事予定

月別	行事等
4月	法人設立記念日イベント(餅投げ等)
	環境整備(事業所内清掃など)
6月	健康診断(法人実施)①
7月	夏祭り(食事会、地域交流会)
	防災・消火・避難訓練(年2回)
8月	盆休み
9月	消防設備等の自主点検①
10月	健康診断(社会保険実施)②
	環境整備(事業所内清掃など)
11月	バスツアー(日帰り)
	インフルエンザ予防接種
12月	忘年会
	仕事納め(Xmas会)
1月	仕事始め
	防犯訓練
3月	消防設備等の自主点検②

(3) 個別支援計画モニタリング等

会議等名	開催	対象者	目的・内容
個別支援計画 モニタリング検討会	1年に2回	全職員	個別支援計画の進捗 ・課題等の検討
職場内技術研修	月1回	全 員	就労技術の向上研修

8. 各種委員会の設置状況

委員会の名称	責任者等	備考
賃金向上委員会	賃金向上達成指導員	賃金向上計画の策定
工賃向上委員会	目標工賃達成指導員	工賃向上計画の策定
感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	生活支援員等から任命	義務化による設置
身体拘束等の適正化・虐待防止検討委員会	生活支援員等から任命	
ハラスメント防止委員会	生活支援員等から任命	
職員不服申立て審査会	業務執行理事	勤務成績評価基準による設置
働き方改革検討委員会	生活支援員等から任命	労働時間等働き方改革を検討
苦情解決・虐待防止等委員会	苦情解決責任者・苦情受付 担当者を法人職員から任命	第三者委員の配置

9. 就労継続支援事業所A型の運営

(1) 令和8年度の運営方針

運営方針は、当事業所の運営規程に定める「事業目的」、「運営方針」に基づき、丁寧かつ積極的な支援を行ってまいります。

<運営規程第2条内容>

- ①この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう利用者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- ②事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるものとする。
- ③事業者の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し市町村他の障がい者サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ④事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

(2) 支援体制（令和8年3月末）

①実配置職員数7名

②職種別の配置数

- ア. 管理者1名（兼務、実配置はA型でカウント）
- イ. サービス管理責任者1名（兼務、実配置はA型でカウント）
- ウ. 賃金向上達成指導員1名
- エ. 生活支援員・職業指導員：4名（兼務を含む）

(3) 利用者の状況(令和8年3月9日現在)

利用者数20人(男性12名、女性8名)…定員20名

<出身地:四万十市・宿毛市・黒潮町・三原村・四万十町・香美市・名古屋市>

(4) 利用者の勤務時間

- 始業:8時30分(朝礼等)
- 業務従事:8時30分～12時(施設内外での就労に従事)
- 昼休憩:12時00分～12時45分(昼食等)
- 業務従事:12時45分～15時(施設内外での就労に従事)
- 休憩時間:15時～15時15分（水分補給等）
- 業務従事:15時15分～16時(施設内外での就労に従事)
- 終業:16時

*土曜日は隔週8時30分～11時30分業務従事

(5) 賃金の向上と一般就労への支援

福祉サービス事業所は、障がい者が地域で自立した生活を実現できるように、賃金(工賃)向上の取り組みが義務付けられています。賃金(工賃)向上の大きな要素は「仕事の確保(主に施設外就労の確保)」です。

施設外就労の確保には、法人の営業努力が不可欠となります。今後も職員が一丸となって営業努力を行ってまいります。

既に「障害者のためだから仕事を作る。」「障害者は仕事があればよし。賃金は二の次。」という福祉的就労の時代ではなく、仕事を得るためには一般企業等の競争も視野に入れる必要があり、作業に従事する利用者のスキルアップが必要です。

支援員・利用者とも、OJTの充実や事業所内での実践研修を行ないスキルアップが図れるよう努めてまいります。

また、利用者の継続的な就労には、また、賃金(工賃)向上だけではなく、働くことで「生きがい」や仕事に対し「自信」を持つことが必要です。

通い入れた福祉サービス事業所で数日働き、その日以外は他の施設で勤務する、施設内就労と施設外就労を併用することで仕事に対する「生きがい」や「自信」を増進させるよう支援してまいります。

これらの支援を通じて、利用者の一般就労に繋げてまいります。

10. 就労継続支援事業所B型の運営

(1) 令和8年度の運営方針

当事業所の運営方針は、「運営規程」に下記のとおり定めています。この方針に基づき、利用者支援を行ってまいります。

○運営規程第2条内容

- ①この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう利用者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- ②事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った事業の提供に努めるものとする。
- ③事業者の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し市町村他の障がい者サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ④事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

(2) 支援体制(令和8年3月末)

① 配置職員数8名

② 職種別の配置数

- ア. 管理者1名(兼務、実配置はA型でカウント)
- イ. サービス管理責任者1名(兼務、実配置はA型でカウント)
- ウ. 目標工賃達成指導員1名
- エ. 生活支援員・職業指導員:6名(兼務を含む)

(3) 利用者の状況(令和8年3月9日現在)

利用者数19人(男性12名、女性8名)…定員20名

<出身地:四万十市・宿毛市・黒潮町・大月町・土佐清水市・四万十町・香美市>

(4) 利用者の勤務時間

基本的にはA型事業所と同じであるが、雇用契約によるものではなく自由出勤も可能。

(5) B型事業所の施設内・外作業

B型事業所は、利用者の居場所づくりの観点もあり、「利用者が望む仕事の提供」を行う必要があり、利用者の意向に配慮した施設内就労を行なっています。

多くの利用者の場合、施設内作業と施設外作業を比較すると、施設外作業中は積極性が見られ、施設外での作業に従事している時の方が、仕事に対するモチベーションが高い傾向も見られます。これは、施設外作業では「社会とのつながりを感じる」ことが要因であると考えられます。

令和8年度も利用者の適性や本人の希望で作業を選択し、工賃の向上に取り組んでまいります。

(6) 喫茶店の運営

喫茶店の運営に関しては、利用者や職員に喜んで利用してもらうために、新メニューの作成などで対応してきました。

しかしながら、客席が少ないこと、営業日・営業時間の関係で一般客は利用しづらい状況となっています。今後は、一般客の利用も視野に運営を検討してまいります。

また、喫茶店は利用者の職業訓練の場の意味も持ちます。利用者は、店内の清掃・接客(配膳・料金の受渡しなど)・売上金のパソコン入力などに取り組んでいます。

11. グループホームの運営

(1) 運営方針

グループホームの運営方針は、「運営規程」に下記のとおり定めています。この方針に基づき、利用者支援を行ってまいります

<運営規程第1条内容>

- ①事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活および社会生活を総合的に営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に 応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、談その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- ②共同生活介護等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定 障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ③前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) グループホームの種類

①ひまわりホーム

ア. 利用状況:令和8年3月9日現在の利用者数6名(定員6名)

イ. 所在:四万十市具同北ヶ谷 8564 番 20

ウ. 構造等:木造 2 階建て(開設:平成 25 年 3 月)

②あさがおりホーム

ア. 利用状況:令和8年3月9日現在の利用者数5名(定員5名)

イ. 所在:四万十市具同北ヶ谷 8564 番 28

ウ. 構造等:木造 2 階建て(開設:平成 29 年 7 月)

(3) 支援体制(令和8年3月末)

主に世話人 5 名(専従)が利用者の支援(食事の提供、日々の生活援)を行なっています。他に、管理者1名(兼務)・サービス管理責任者1名(兼務)・生活支援員1名(兼務)を配置し、利用者からの相談対応を中心に生活支援にあたっています。

○グループホームでの生活状況

時 間	内 容	備 考
6:00	起床	バイタルチェック
6:30	朝食	
7:45	出発(就労継続支援事業所)	送迎あり
16:00	事業所出発	
18:00	夕食・片付け、入浴・自由時間	
22:00	就寝	

(4) グループホーム地域連携推進会議

グループホーム地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、以下の目的を達成するため の、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議です。法令により令和7年度より設置が義務化されています。

- 利用者と地域との関係づくり
- 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- 施設等やサービスの透明性・質の確保
- 利用者の権利擁護